

大津市児童健全育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童館において親子交流等を行う保護者等で組織された団体（以下「親子交流等団体」という。）が当該児童館と連携、協力し、児童健全育成事業の推進を図ることに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって児童館を拠点とした保護者相互の連帯と地域ぐるみの児童の健全育成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市児童健全育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、おおむね10人以上の保護者で構成される親子交流等団体とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市児童健全育成事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 当該団体会員名簿（役職を明示したものを含む。）
- (4) 当該団体規約

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市児童健全育成事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市児童健全育成事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市児童健全育成事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市

児童健全育成事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号。以下「変更承認申請書」という。）
又は大津市児童健全育成事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号。以下「中止
（廃止）承認申請書」という。）とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 事業変更理由書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の中止（廃止）承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業中止（廃止）理由書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（承認通知書等）

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市児童健全育成事業費補助事業変更承認
決定通知書（様式第8号）若しくは大津市児童健全育成事業費補助事業中止（廃止）承認決定
通知書（様式第9号）又は大津市児童健全育成事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定
通知書（様式第10号）若しくは大津市児童健全育成事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄
却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市児童健
全育成事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し。ただし、その内訳の明細がわかるものとする。

（確定通知書）

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市児童健全育成事業費補助金確定通知書（様
式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津
市児童健全育成事業費補助金（精算払）交付請求書（様式第14号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第12条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければ

ならない交付請求書は、大津市児童健全育成事業費補助金（概算払）交付請求書（様式第15号）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市児童健全育成事業費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金額
<p>地域における児童の健全育成を図るための次に掲げる経費</p> <p>(1) 児童の事故防止のための奉仕作業に係る経費</p> <p>(2) 家庭養育に関する研修活動経費</p> <p>(3) 親子の交流活動、親子の読書活動その他児童健全育成に直接的に寄与する活動に係る経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1。ただし、94,000円を限度とする。</p>

様式第1号（第4条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

団体名

代表者

連絡先

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市児童健全育成事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
事業の着手予定年月日	着手 年 月 日
及び完了予定年月日	完了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 年度事業計画書 (2) 年度収支予算書 (3) 会員名簿(氏名のみ) (役職を明示したものを含む。) (4) 団体規約

大津市児童健全育成事業費補助金交付決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市児童健全育成事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業の内容を変更する場合は、大津市児童健全育成事業費補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、大津市児童健全育成事業費補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は実施が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (5) 補助金交付決定を受けた事業等の完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、大津市児童健全育成事業費補助事業実績報告書を提出すること。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第5条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付けで申請のあった大津市児童健全育成事業費補助金について、次のとおり
交付しないことと決定したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第6条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第6条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第7条関係）

大津市児童健全育成事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

団 体

代表者

連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市児童健全育成事業費補助事業の変更の承認について、次のとおり申請します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 変更事業計画書 (2) 変更収支予算書 (3) 事業変更理由書

様式第7号（第7条関係）

大津市児童健全育成事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

団体名

代表者

連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市児童健全育成事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、次のとおり申請します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	事業中止（廃止）理由書

様式第8号（第8条関係）

大津市児童健全育成事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
承 認 した 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第8条関係）

大津市児童健全育成事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第8条関係）

大津市児童健全育成事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第8条関係）

大津市児童健全育成事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市児童健全育成事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住 所

団体名

代表者

連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市児童健全育成事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。


実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
事 業 の 着 手 年 月 日	着手 年 月 日
及 び 完 了 年 月 日	完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
既 交 付 金 額	円
事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 領収書の写し。ただし、その内訳の明細がわかるものとする。

様式第13号（第10条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
事 業 の 経 費 精 算 額 (補助金対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第11条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金（精算払）交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住 所

団体名

代表者

㊟

連絡先

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市児童健全育成事業費補助金について、次のとおり請求します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通・当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第15号（第12条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住 所

団体名

代表者

㊞

連絡先

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市児童健全育成事業費補助金について、次のとおり事前交付請求します。

実 施 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業		
交 付 決 定 金 額	円		
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由			
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通・当座	
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

様式第16号（第13条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第14条関係）

大津市児童健全育成事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市児童健全育成事業費補助金について、次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
実 施 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市児童健全育成事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定の準用により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。